平成３０年（フ）第１１５号
釧路市柳町７番21号
債務者　井出満希夫
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第４７３号
千葉県船橋市飯山満町２丁目536番地１　はざま台サンハイツ１－902
債務者　森　　和代
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４８９号
千葉市稲毛区園生町1340番地１　ザ・クイーンズガーデン稲毛318号
債務者　名塚　玲子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５０２号
千葉県船橋市薬円台５丁目９番１－301号
債務者　田松　正吉
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５１２号
千葉市美浜区高浜３丁目５番22棟505号
債務者　仁見健太郎
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５１３号
千葉市緑区あすみが丘７丁目20番地２　ラ・メール３番館102号
債務者　岸本　雅宏
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５２７号
千葉市中央区仁戸名町507番地４　アットホームケア仁戸名
債務者　長澤　松子
法定代理人成年後見人　牧　健一郎
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５５０号
千葉県市川市高谷３丁目８番３－305号　（田山マンション）
債務者　冨田　彩華
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５９１号
千葉県八千代市大和田新田417番地３　コーポ菅野202号
債務者　篠塚　新治
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５９２号
千葉県八千代市大和田新田417番地３　コーポ菅野202号
債務者　篠塚　昌子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１５１号
静岡県沼津市松下町２番地
債務者　西島　郁子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第９６号
愛知県江南市高屋町十六田153番地２
債務者　竹下　陽子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１３１号
愛知県江南市飛高町本町192番地
債務者　村井美知代
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１３５８号
大阪市中央区日本橋２丁目14番５－601号
債務者　篠原　直道
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８２０号
大阪府豊中市岡町南１丁目８番２号　201号
債務者　二川　貴之
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８８３号
大阪市東淀川区豊里６丁目11－２－208、住民票上の住所大阪府吹田市原町３丁目26番１－801号
債務者　尾崎　慎哉
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８８４号
大阪市生野区桃谷４丁目19番６号
債務者　加島秀子こと　梁　　秀子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部